

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>省 略 用 語 例</p> <p>.....</p> <p>非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税.....措置法第37条の14第1項又は第2項に規定する特例をいう。</p> <p><u>非課税口座内上場株式等.....措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。</u></p> <p><u>非課税口座.....措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。</u></p> <p><u>非課税上場株式等管理契約.....措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいう。</u></p> <p><u>非課税管理勘定.....措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。</u></p> <p><u>非課税累積投資契約.....措置法第37条の14第5項第4号に規定する非課税累積投資契約をいう。</u></p> <p><u>累積投資勘定.....措置法第37条の14第5項第5号に規定する累積投資勘定をいう。</u></p> <p><u>特定非課税累積投資契約.....措置法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいう。</u></p> <p><u>特定累積投資勘定.....措置法第37条の14第5項第7号に規定する特定累積投資勘定をいう。</u></p> <p><u>特定非課税管理勘定.....措置法第37条の14第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。</u></p> <p>未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税.....措置法第37条の14の2第1項又は第2項に規定する特例をいう。</p> <p><u>未成年者口座内上場株式等.....措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。</u></p> <p><u>未成年者口座.....措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をい</u></p>	<p>.....</p> <p>非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税.....措置法第37条の14第1項又は第2項に規定する特例をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税.....措置法第37条の14の2第1項又は第2項に規定する特例をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>う。</u> 未成年者口座管理契約・・・・措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者 <u>口座管理契約をいう。</u> 未成年者非課税管理勘定・・・・措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税 <u>管理勘定をいう。</u> 継続管理勘定・・・・措置法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定をい <u>う。</u> 課税未成年者口座・・・・措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者 <u>口座をいう。</u> 課税未成年者口座管理契約・・・・措置法第37条の14の2第5項第6号に規定する課税 <u>未成年者口座管理契約をいう。</u></p>	<p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) </p>
<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期)</p> <p>37の10・37の11共-1</p> <p>(1) 次の(2)から<u>12</u>まで以外の場合</p> <p>(2)</p> <p>(3)、その旧株を発行した法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》に規定する株式交換完全親法人に対して当該旧株を譲渡した場合(同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。)</p> <p>(4)</p>	<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期)</p> <p>37の10・37の11共-1</p> <p>(1) 次の(2)から<u>11</u>まで以外の場合</p> <p>(2)</p> <p>(3)、その旧株を発行した法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》に規定する株式交換完全親法人(以下「<u>株式交換完全親法人</u>」という。)に対して当該旧株を譲渡した場合(同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。)</p> <p>(4)</p>

改正後	改正前
<p>(5)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>(6)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>ホ。</p> <p>ヘ。</p> <p>ト。</p> <p>チ。</p> <p>リ。</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>ヌ。</p> <p>(7)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>(8)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>(9)</p> <p>.。</p>	<p>(5)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>(6)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>ホ。</p> <p>ヘ。</p> <p>ト。</p> <p>チ。</p> <p>リ。</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>ヌ。</p> <p>(7)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>(8)</p> <p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>(9)</p> <p>.。</p>
<p>(10) 旧株につき、会社法（平成17年法律第86号）第774条の3第1項第1号《株式交付</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>計画》に規定する株式交付親会社の行った株式交付により当該株式交付親会社に対して当該旧株（措置法第37条の13の3第1項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる部分を除く。）を譲渡した場合</p> <p>会社法第774条の3第1項の株式交付計画（37の10・37の11共－18において「株式交付計画」という。）に定められた株式交付がその効力を生ずる日による。</p> <p>(11)</p> <p>.</p> <p>(12)</p> <p>.</p> <p>（「取得をした日」の判定） 37の10・37の11共－18</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>取締役の報酬等（会社法第361条第1項《取締役の報酬等》に規定する報酬等をいう。）として取得する株式等で、同法第202条の2第1項《取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則》の規定により払込み等を要しないものは、同項第2号の割当日による。</u></p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> <p>(14) 株式移転により取得した株式等は、株式移転完全親法人の設立登記の日による。</p> <p>(15) 株式交付により取得した株式等は、株式交付計画に定められた株式交付がその効力</p>	<p>(10)</p> <p>.</p> <p>(11)</p> <p>.</p> <p>（「取得をした日」の判定） 37の10・37の11共－18</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13) 株式移転により取得した株式等は、<u>所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人の設立登記の日による。</u></p>

改正後	改正前
<p>を生ずる日による。</p> <p>(16)</p> <p>(17)</p> <p>(18)</p> <p>(19)</p> <p>(20)</p> <p>(21)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合)</p> <p>37の10—1</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)、合併法人との間に措置法令第25条の8第5項に規定する完全支配関係がある法人をいう。<u>以下この項において同じ。</u></p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>.</p> <p>ロ</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(3)、会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、.</p>	<p>(14)</p> <p>(15)</p> <p>(16)</p> <p>(17)</p> <p>(18)</p> <p>(19)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合)</p> <p>37の10—1</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)、合併法人との間に措置法令第25条の8第5項に規定する完全支配関係がある法人をいう<u>(以下同じ。)</u></p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>.</p> <p>ロ</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(3)、会社法(平成17年法律第86号)第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、.</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10—2</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>⑥、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第6項に規定する完全支配関係がある法人をいう。<u>以下この項において同じ。</u></p> <p>.</p> <p>⑦ 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第2号《所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等》に規定する割合で、次により計算した割合（分割法人の所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号《定義》に規定する資本金等の額（以下37の10—3までにおいて「資本金等の額」という。）が零以下である場合には零と、当該分割型分割の直前の資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう。<u>以下この項において同じ。</u></p> <p>.</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>ロ</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>⑧</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10—2</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>⑥、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第6項に規定する完全支配関係がある法人をいう<u>（以下同じ。）。</u></p> <p>.</p> <p>⑦ 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第2号《所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等》に規定する割合で、次により計算した割合（分割法人の所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号《定義》に規定する資本金等の額（以下37の10—3までにおいて「資本金等の額」という。）<u>又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下37の10—3までにおいて「連結個別資本金等の額」という。）</u>が零以下である場合には零と、当該分割型分割の直前の資本金等の額<u>又は連結個別資本金等の額</u>及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう<u>（以下この項において同じ。）。</u></p> <p>.</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>ロ</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>⑧</p>

改 正 後	改 正 前
<p>..... (3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合) 37の10-2の2</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>⑥ 「完全子法人」とは、措置法第37条の10第3項第3号に規定する完全子法人をいう。<u>以下この項において同じ。</u></p> <p>.....</p> <p>⑥、次により計算した割合（現物分配法人の所得税法第25条第1項第3号に規定する株式分配（以下(1)において「株式分配」という。）の直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該株式分配の直前の資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう。<u>以下この項において同じ。</u></p> <p>.....</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一資本の払戻し等の場合) 37の10-3</p> <p>.....</p>	<p>..... (3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合) 37の10-2の2</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>⑥ 「完全子法人」とは、措置法第37条の10第3項第3号に規定する完全子法人をいう。<u>(以下同じ。)</u></p> <p>.....</p> <p>⑥、次により計算した割合（現物分配法人の所得税法第25条第1項第3号に規定する株式分配（以下(1)において「株式分配」という。）の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう。<u>(以下この項において同じ。)</u></p> <p>.....</p> <p>※1</p> <p>※2</p> <p>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(3)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一資本の払戻し等の場合) 37の10-3</p> <p>.....</p>

改正後	改正前
<p>.....</p> <p>(注) 「払戻し等割合」は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合をいう。<u>以下この項において同じ。</u></p> <p>(1)</p> <p>.....、次により計算した割合（資本の払戻し等を行った法人の当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、<u>当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合又は当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ</u>）</p> <p>.....</p> <p>※</p> <p>(2)</p> <p>所得税法令第61条第2項第5号に規定する割合で、次により計算した割合（出資等減少分配を行った投資法人の当該出資等減少分配の直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、<u>当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ</u>）</p> <p>.....</p> <p>※</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(非課税口座又は未成年者口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの)</p> <p>37の11の2-1</p> <p>なお、当該上場株式等を非課税口座又は未成年者口座から措置法第37条の11の3第3</p>	<p>.....</p> <p>(注) 「払戻し等割合」は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合をいう。<u>(以下この項において同じ。)</u></p> <p>(1)</p> <p>.....、次により計算した割合（資本の払戻し等を行った法人の当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額（以下この項において「<u>直前資本金額等</u>」という。）が零以下である場合には零と、<u>直前資本金額等が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合又は直前資本金額等が零を超え、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ</u>）</p> <p>.....</p> <p>※</p> <p>(2)</p> <p>所得税法令第61条第2項第5号に規定する割合で、次により計算した割合（出資等減少分配を行った投資法人の当該出資等減少分配の直前の資本金等の額（以下この項において「<u>直前資本金額</u>」という。）が零以下である場合には零と、<u>直前資本金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ</u>）</p> <p>.....</p> <p>※</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(非課税口座又は未成年者口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの)</p> <p>37の11の2-1</p> <p>なお、当該上場株式等を措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下</p>

改正後	改正前
<p>項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、……。</p> <p>(1) 非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等のうち、当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項《定義》に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>（特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用） 37の11の2-2 ……、同項に規定する損失の金額の計算に関する明細書及び措置法規則第18条の10の2第4項に規定する書類の添付がある場合に限り、……。</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用） 37の11の2-3 特定管理株式等又は措置法第37条の11の2第1項に規定する特定口座内公社債の譲渡による譲渡所得等の金額の計算等については、……。</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>（取引所売買株式等） 37の11の3-6 措置法規則第18条の11第25項第1号に掲げる「取引所売買株式等」とは、……。</p> <p>（最終の気配相場の価格） 37の11の3-7 措置法規則第18条の11第25項第1号から第3号までに規定する「最終の</p>	<p>「非課税口座」という。）又は措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下「未成年者口座」という。）から措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、……。</p> <p>(1) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）又は措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）のうち、当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>（特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用） 37の11の2-2 ……、同項に規定する損失の金額の計算に関する明細書及び措置法規則第18条の10の2第5項に規定する書類の添付がある場合に限り、……。</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用） 37の11の2-3 特定管理株式等、措置法第37条の11の2第1項に規定する特定保有株式又は同項に規定する特定口座内公社債の譲渡による譲渡所得等の金額の計算等については、……。</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>（取引所売買株式等） 37の11の3-6 措置法規則第18条の11第23項第1号に掲げる「取引所売買株式等」とは、……。</p> <p>（最終の気配相場の価格） 37の11の3-7 措置法規則第18条の11第23項第1号から第3号までに規定する「最終の</p>

改正後	改正前
<p>気配相場の価格」は、…………。</p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合) 37の11の3-8 措置法規則第18条の11第25項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、…………。</p> <p>(価格公表者) 37の11の3-9 措置法規則第18条の11第25項第3号に規定する「価格公表者」は、…………。</p> <p>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等) 37の11の3-10 措置法規則第18条の11第25項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、…………。</p> <p>(1) …… (2) …… (3) ……</p>	<p>気配相場の価格」は、…………。</p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合) 37の11の3-8 措置法規則第18条の11第23項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、…………。</p> <p>(価格公表者) 37の11の3-9 措置法規則第18条の11第23項第3号に規定する「価格公表者」は、…………。</p> <p>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等) 37の11の3-10 措置法規則第18条の11第23項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、…………。</p> <p>(1) …… (2) …… (3) ……</p>
<p><u>措置法第37条の13の3《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</u></p>	<p><u>措置法第37条の13の3《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</u></p>
<p><u>(株式交付親会社の株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額)</u> 37の13の3-1 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用上、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が100分の80に満たない」かどうかの判定（以下この項及び次項において「8割要件の判定」という。）及び措置法令第25条の12の3第1項に規定する株式交付割合の算定（以下この項及び次項において「株式交付割合の算定」という。）における株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社をいう。以下37の13の3-4までにおいて同じ。）の株式の価額は、原則として当該株式交付がその効力を生ずる日における価額となるのであるが、8割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上弊害がない限り、当該株式交付に係る会社法第774条の3第1項の株式交</p>	<p><u>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)</u> 37の13の3-1 措置法第37条の13の3第1項《特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定を適用する場合において、同項に規定する認定特別事業再編事業者が同項に規定する特別事業再編により、株主又は出資者（以下この項において「株主等」という。）に交付しなければならない当該認定特別事業再編事業者の株式（以下この項において「交付株式」という。）に一株に満たない端数が生じたため、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第32条第3項《株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例》の規定により読み替えて準用する会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する交付株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主等に金銭が交付されたときは、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲</p>

改 正 後	改 正 前
<p>付計画に定められた同項第3号に規定する算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることとしても差し支えない。</p> <p>(株式交付親会社の株式の占める割合の判定等の単位)</p> <p>37の13の3-2 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び株式交付割合の算定は、同項に規定する所有株式の譲渡をした株主ごとに判定をし、又は算定をすることに留意する。</p> <p>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)</p> <p>37の13の3-3 株式交付親会社が、株式交付により株主に交付しなければならない当該株式交付親会社の株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項《一株に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する当該株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の13の3第1項の規定の適用については、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。</p> <p>(株式交付により金銭等の交付を受けた場合の譲渡所得等の金額)</p> <p>37の13の3-4 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産(当該株式交付に係る株式交付親会社の株式を除く。)がある場合には、当該株式交付により譲渡した会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社の株式(以下この項において「所有株式」という。)のうち、措置法令第25条の12の3第1項に定める部分の譲渡がなかったものとみなされることから、所有株式の譲渡に係る収入金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、それぞれ次の算式によって計算した金額となることに留意する。</p> $\text{収入金額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の価額}}{\text{所有株式の価額}} \times \text{当該所有株式の価額}$ $\text{取得価額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の取得価額}}{\text{所有株式の取得価額}} \times \text{当該所有株式の取得価額}$ <p>④ 「株式交付割合」とは、次により計算した割合をいう。</p> $\text{株式交付割合} = \frac{\text{株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額(剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。)}}{\text{株式交付親会社の株式の価額}}$	<p>渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>また、このときの株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、措置法令第25条の12の3第4項の規定により、次の算式によって計算した金額（株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）となる。</p> $\text{株式交付親会社の株式の取得価額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の取得価額}}{\text{株式交付割合}}$ <p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14-1 ……、受入期間（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定（以下37の14-22までにおいて「非課税管理勘定等」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14-10までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあつた日から、非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日まで間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあつた日（措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>(注) 非課税口座内上場株式等を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものとみなされ、……。</p> <p>(受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</p> <p>37の14-2 ……、居住者等が措置法第37条の14第1項第1号に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡、同項第2号に規定する非課税累積投資契約に基づく譲渡又は同項第3号若しくは第4号に規定する特定非課税累積投資契約に基づく譲渡を</p>	<p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14-1 ……、受入期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14-22までにおいて「非課税管理勘定」という。）又は同項第5号に規定する累積投資勘定（以下37の14-22までにおいて「累積投資勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14-13の2までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあつた日から、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日まで間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあつた日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下37の14-21までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14-11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下37の14-11までにおいて「非課税累積投資契約」という。）に基づく譲渡があつたものとみなされ、……。</p> <p>(受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</p> <p>37の14-2 ……、居住者等が措置法第37条の14第1項第1号に規定する非課税上場株式等管理契約又は同項第2号に規定する非課税累積投資契約に基づく譲渡（同条第4項の規定による譲渡があつたものとみなされるものを含む。）をした場合に限り適用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>した場合に限り適用があるため、・・・・・・、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定、<u>特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過した日までの間に当該上場株式等を譲渡しても同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>④ 1 <u>上記「非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡」、「非課税累積投資契約に基づく譲渡」及び「特定非課税累積投資契約に基づく譲渡」には、措置法第37条の14第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものが含まれることに留意する。次項において同じ。</u></p> <p>2・・・・・・。</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失)</p> <p>37の14-3 非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第1項第1号に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡、同項第2号に規定する非課税累積投資契約に基づく譲渡又は同項第3号若しくは第4号に規定する特定非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合において生じた譲渡損失の金額は、・・・・・・。</p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合)</p> <p>37の14-5・・・・・・。</p> <p>ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)若しくはロ又は第6号ハ(2)若しくはニの規定により、その非課税管理勘定若しくは特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定若しくは特定非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から移管がされる上場株式等の当該移管がされる時の同項第2号イ又は第6号イ若しくはハに規定する払出し時の金額については、・・・・・・。</p> <p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14-5の2 非課税口座に非課税管理勘定、<u>特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において、<u>これらの非課税</u></p>	<p>があるため、・・・・・・、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過した日までの間に当該上場株式等を譲渡しても同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>④・・・・・・。</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失)</p> <p>37の14-3 非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第1項第1号に規定する非課税上場株式等管理契約又は同項第2号に規定する非課税累積投資契約に基づく譲渡（同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。）をした場合において生じた譲渡損失の金額は、・・・・・・。</p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合)</p> <p>37の14-5・・・・・・。</p> <p>ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又はロの規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14-12の2までにおいて「未成年者口座に設けられた非課税管理勘定」という。）から移管がされる上場株式等の当該移管がされる時の措置法第37条の14第5項第2号イに規定する払出し時の金額については、・・・・・・。</p> <p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14-5の2 非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において、<u>当該非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に係る非課税口座内上場</p>

改正後	改正前
<p>管理勘定等に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項(同条第20項又は第26項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により移管される場合には、・・・・・・・・。</p> <p>(1) 当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設しており、かつ、当該営業所の長に対し措置法令第25条の13第8項第2号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」(以下この項において「移管依頼書」という。)の<u>同号に規定する提出</u>(以下この項において「<u>移管依頼書の提出</u>」という。)をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該<u>非課税管理勘定等</u>に係る非課税口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・、当該<u>非課税管理勘定等</u>に係る非課税口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>(購入の範囲)</p> <p>37の14-6 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号ハに規定する「購入」とは、<u>同項第2号イ(1)又は第6号ハ(1)</u>の規定により、・・・・・・・・。</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14-7 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号ハに規定する「払込み」とは、<u>同項第2号イ(1)又は第6号ハ(1)</u>の規定により、・・・・・・・・、措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等は、非課税管理勘定及び<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れることができないことに留意する。</p> <p>(取得対価の額)</p> <p>37の14-8 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号ハに規定する「取得対価の額」(以下<u>37の14-10</u>までにおいて「取得対価の額」という。)とは、次のとおりであることに留意する。</p> <p>(1) ・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p> <p>(3) <u>措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又は第6号ハ(2)</u>の移管により受け入れた上場株式等については、<u>同条第4項</u>に規定する払出し時の金額をいう。</p>	<p>株式等が措置法令第25条の13第8項(同条第20項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により移管される場合には、・・・・・・・・。</p> <p>(1) 当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設しており、かつ、当該営業所の長に対し措置法令第25条の13第8項第2号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」(以下この項において「移管依頼書」という。)の提出をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に係る非課税口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・、当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に係る非課税口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>(購入の範囲)</p> <p>37の14-6 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「購入」とは、<u>同号イ(1)</u>の規定により、・・・・・・・・。</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14-7 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「払込み」とは、<u>同号イ(1)</u>の規定により、・・・・・・・・、措置法第29条の2第1項本文の規定を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等は、非課税管理勘定に受け入れることができないことに留意する。</p> <p>(取得対価の額)</p> <p>37の14-8 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「取得対価の額」(以下<u>37の14-13の2</u>までにおいて「取得対価の額」という。)とは、次のとおりであることに留意する。</p> <p>(1) ・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p> <p>(3) <u>非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管</u>により受け入れた上場株式等については、<u>措置法令第25条の13</u></p>

改正後	改正前
<p>(非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)</p> <p>37の14-10 非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定は、次のとおり行うことに留意する。</p> <p>(1) 措置法第37条の14第5項第2号イ(1)の規定により非課税管理勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円(同号ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額(同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。37の14-12の2及び37の14-13において同じ。)を控除した金額。以下この項において同じ。)を超えないものに限られるのであるが、非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うこと。</p> <p>(2) 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)の規定により非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株(口)単位又は持分の割合により行うこと。</p> <p>(3) 措置法第37条の14第5項第6号ハ(2)の規定により他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定、未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定についても同様に一株(口)単位又は持分の割合により行う。</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</p> <p>37の14-11。ただし、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ(2)若しくはロ若しくは第6号ハ(2)若しくはニの移管がされたときの同条第4項又は第5項第2号イ若しくは第6号イ若しくはハに規定する払出し時の金額は、.。</p>	<p>第4項に規定する払出し時の金額をいう。</p> <p>(非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)</p> <p>37の14-10 措置法第37条の14第5項第2号イ(1)の規定により非課税管理勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円(同号ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額(同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。37の14-12の2において同じ。)を控除した金額。以下この項において同じ。)を超えないものに限られるのであるが、非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。</p> <p>また、同号イ(2)の規定により非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株(口)単位又は持分の割合により行うことに留意する。</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</p> <p>37の14-11。ただし、この場合において、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ(2)又はロに規定する移管がされたときの同条第4項又は第5項第2号イに規定する払出し時の金額は、.。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信売相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額</p> <p>(2) 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号イ若しくはハに規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約又は特定非課税累積投資契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</p> <p><u>④ 措置法第37条の14第5項第4号ロの移管については、措置法令第25条の13第22項に定める金額により移管がされることから、この項のただし書の取扱いの対象とはならないことに留意する。</u></p>	<p>(1) 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信売相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額</p> <p>(2) 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</p>
<p>(他年分非課税管理勘定等からの移管の範囲)</p>	<p>(他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管の範囲)</p>
<p>37の14-12 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)若しくはロ、第4号ロ又は第6号ハ(2)若しくはニの移管については、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定から、同一の非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定、累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定への移管又は未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定若しくは特定非課税管理勘定への移管に限られることに留意する。したがって、他の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定には移管することはできず、また、他の金融商品取引業者等に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定から移管することはできない。</p> <p><u>④ 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)若しくはロ、第4号ロ又は第6号ハ(2)若しくはニの移管は、・・・・・・、措置法規則第18条の15の3第4項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する非課税口座内上場株式等移管依頼書の同号に規定する提出をした場合又は未成年者非課税管理勘定を設けた未成年者口座を開設している居</u></p>	<p>37の14-12 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又はロに規定する他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管については、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定から、同一の非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定への移管又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、同一の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定への移管に限られることに留意する。したがって、他の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定には移管することはできず、また、他の金融商品取引業者等に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管することはできない。</p> <p><u>④ 「他の年分の非課税管理勘定からの移管」は、・・・・・・、措置法規則第18条の15の3第6項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する非課税口座内上場株式等移管依頼書を提出した場合に限り移管され、「未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管」は、措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理</u></p>

改正後	改正前
<p>住者等が、・・・・、措置法規則第18条の15の3第5項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する未成年者口座非課税口座間移管依頼書の同号に規定する提出をした場合に限り移管されることに留意する。</p> <p>(他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前等に移管される上場株式等)</p> <p>37の14-12の2 次の(1)又は(2)に掲げる他年分非課税管理勘定から、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、それぞれ次に掲げることに留意する。</p> <p>(1) 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定をいう。以下(1)において同じ。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、当該非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管することはできないこと。</p> <p>(2) 特定非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が102万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定(当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいう。以下(2)において同じ。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日(当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日)に設けられる特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、当該特定非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘</p>	<p>勘定を設けた未成年者口座を開設している居住者等が、・・・・、措置法規則第18条の15の3第7項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する未成年者口座非課税口座間移管依頼書を提出した場合に限り移管されることに留意する。</p> <p>(非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等)</p> <p>37の14-12の2 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定(非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定をいう。以下この項において同じ。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管することはできないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日)以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が102万円を超えるものを移管することはできないこと。</p> <p>(注) <u>上記(1)又は(2)の場合に非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、37の14-10によることに留意する。</u></p> <p>(一株(口)に満たない端数の処理)</p> <p>37の14-13 居住者等が開設する同一の非課税口座に設けられた2以上の<u>非課税管理勘定等</u>に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について<u>生ずる措置法令第25条の13第12項第1号から第10号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、当該2以上の非課税管理勘定等の同一銘柄の非課税口座内上場株式等の数に応じて取得する当該上場株式等の数に一株(口)に満たない端数が生ずる場合には、当該一株(口)に満たない端数を合計することにより非課税管理勘定等に受け入れることができることとなる上場株式等は、当該一株(口)未満の端数の基因となった非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定等のうち最も新しい年分の非課税管理勘定等に受け入れることができることに留意する。</u></p> <p>なお、同項第1号から第11号までの規定による<u>非課税管理勘定等</u>への受入れを行うことができない一株(口)に満たない端数については、当該事由が生じた時に当該非課税管理勘定等に受け入れられたものと、その受入れ後直ちに当該非課税管理勘定等が設けられた非課税口座から措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管があったものとみなして、・・・・・・、払出し時の金額と当該金額の額との差については、・・・・・・。</p> <p>(削 除)</p>	<p>(注) <u>この場合に非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、37の14-10によることに留意する。</u></p> <p>(一株(口)に満たない端数の処理)</p> <p>37の14-13 居住者等が開設する同一の非課税口座に設けられた2以上の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について<u>生じる措置法令第25条の13第12項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、当該2以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定の同一銘柄の非課税口座内上場株式等の数に応じて取得する当該上場株式等の数に一株(口)に満たない端数が生じる場合には、当該一株(口)に満たない端数を合計することにより非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができることとなる上場株式等は、当該一株(口)未満の端数の基因となった非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定のうち最も新しい年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができることに留意する。</u></p> <p>なお、同項第1号から第10号までの規定による<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>への受入れを行うことができない一株(口)に満たない端数については、当該事由が生じた時に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられたものと、その受入れ後直ちに当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられた非課税口座から措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管があったものとみなして、・・・・・・、<u>同条第4項に規定する払出し時の金額と当該金額の額との差については、・・・・・・。</u></p> <p>(累積投資勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)</p> <p>37の14-13の2 <u>措置法第37条の14第5項第4号イの規定により累積投資勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限られるのであるが、累積投資勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削 除)</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>37の14-15 措置法第37条の14第8項に規定する書類(当該書類の写しを含む。<u>この項及び次項</u>において「確認書類」という。)には、……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) ……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>(10) ……………</p> <p>(11) ……………</p> <p>(12) ……………</p> <p>(13) ……………</p> <p>(14) ……………</p> <p>(15) ……………</p> <p>(16) ……………</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14-16 ……………、措置法第37条の14第8項(同条第25項において準用する場合を含む。)に規定する書類の提示に関し、……………、住所(国内に住所を有しない者にあ</p>	<p>(非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出)</p> <p>37の14-14 措置法第37条の14第6項各号に規定する申請書(37の14-16において「非課税適用確認書の交付申請書」という。)と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書(37の14-16において「非課税口座開設届出書」という。)については、これらの書類の提出先が同一の金融商品取引業者等の営業所の長である場合は、同時に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出しても差し支えない。</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>37の14-15 措置法第37条の14第7項に規定する書類(当該書類の写しを含む。<u>以下37の14-16まで</u>において「確認書類」という。)には、……………。</p> <p>(注) ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) ……………</p> <p>(9) ……………</p> <p>(10) ……………</p> <p>(11) ……………</p> <p>(12) ……………</p> <p>(13) ……………</p> <p>(14) ……………</p> <p>(15) ……………</p> <p>(16) ……………</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14-16 ……………、措置法第37条の14第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)に規定する書類の提示に関し、……………、住所及び個人番号(行政手続におけ</p>

改正後	改正前
<p>つては、措置法規則第18条の15の3第25項で定める場所。以下この項において同じ。)及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。37の14の2-18において同じ。)(措置法第37条の14第6項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所)を確認した場合には、<u>・・・・、当該書類の提示をした者の非課税口座が廃止された日</u>の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</p> <p>(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14-17 <u>・・・・、措置法第37条の14第27項に規定する提供事項(以下この項において「提供事項」という。)を提供する場合において、</u> <u>・・・・、同条第7項及び第21項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供する提供事項は、</u> (削 除)</p>	<p>る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。以下37の14の2-18において同じ。)を確認した場合には、<u>・・・・、次の区分に応じ、当該区分に定める日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</u></p> <p>(1) <u>非課税適用確認書の交付申請書に係る確認書類 当該非課税適用確認書の交付申請書の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間(措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいう。以下この項において同じ。)の終了の日</u></p> <p>(2) <u>非課税口座開設届出書又は措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座簡易開設届出書(以下この項及び37の14-21において「非課税口座簡易開設届出書」という。)に係る確認書類 非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書に係る非課税口座が廃止された日又はこれらの届出書の提出があつた日の属する勘定設定期間の終了の日の翌日から5年を経過する日のいずれか遅い日</u></p> <p>(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14-17 <u>・・・・、措置法第37条の14第32項に規定する提供事項(以下この項において「提供事項」という。)を提供する場合において、</u> <u>・・・・、同条第12項及び第26項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供する提供事項は、</u></p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があつた場合の取扱い) 37の14-18 <u>金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法令第25条の13第36項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、措置法第37条の14第10項各号に定める書類又は書面の交付を受けたものとして取り扱って差し支えない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い) 37の14-19 郵便又は信書便により措置法第37条の14第13項に規定する金融商品取引業者等変更届出書、同条第16項に規定する非課税口座廃止届出書(37の14-24において「非課税口座廃止届出書」という。)又は措置法令第25条の13の2第2項に規定する非課税口座異動届出書の提出があった場合には、……………。</p>	<p>(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い) 37の14-19 郵便又は信書便により措置法第37条の14第18項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第21項に規定する非課税口座廃止届出書(37の14-24において「非課税口座廃止届出書」という。)又は措置法令第25条の13の2第2項に規定する非課税口座異動届出書の提出があった場合には、……………。</p>
<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定等で行われた取引の取扱い) 37の14-20 ……、同一年分に非課税管理勘定、<u>累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>(当該特定累積投資勘定と同時に設けられる<u>特定非課税管理勘定を含む</u>。次項において同じ。)を重ねて設けることはできないことから、例えば、誤って同一年分にこれらの勘定が複数設けられた場合は、いずれか一つの勘定のみが措置法第37条の14の規定の適用を受ける勘定として取り扱われ、それ以外の勘定で行われた取引については、……………。</p>	<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定で行われた取引の取扱い) 37の14-20 ……、同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定を重ねて設けることはできないことから、例えば、誤って同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定が複数設けられた場合は、<u>それらの非課税管理勘定又は累積投資勘定のうちいずれか一つの非課税管理勘定又は累積投資勘定のみが措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱われ</u>、それ以外の非課税管理勘定又は累積投資勘定で行われた取引については、……………。</p>
<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定) 37の14-21 ……、同一年分に非課税管理勘定、<u>累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>を重ねて設けることができないことから、同一年分にこれらの勘定が複数設けられた場合は、原則として、次に掲げる日又は時が最も早い<u>いずれか一つの勘定</u>を措置法第37条の14の規定の適用を受ける勘定として取り扱うこととする。</p> <p>(1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第6項に規定する届出事項の提供を受けた日又は時</p> <p>(2) (1)が同日又は同時である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出(以下この項において「非課税口座開設届出書の提出」という。)を受けた日</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>⑤ 1 複数設けられた非課税管理勘定、<u>累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が措置法第37条の14第5項第9号に規定する勘定廃止通知書又は同項第10号に規定する非課税口座廃止通知書(以下この項において「廃止通知書」という。)の提出により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、当該廃止通知書の基因となったこれら</p>	<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定) 37の14-21 ……、同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定を重ねて設けることができないことから、同一年分に非課税管理勘定又は累積投資勘定が複数設けられた場合は、原則として、次に掲げる日又は時が最も早い非課税管理勘定又は累積投資勘定を措置法第37条の14の規定の適用を受ける<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱うこととする</u>。</p> <p>(1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第9項に規定する申請事項又は同条第11項に規定する届出事項の提供を受けた日又は時</p> <p>(2) (1)が同日又は同時である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が非課税適用確認書又は非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた日</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>⑤ 1 複数設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定が勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下この項において「廃止通知書」という。)の提出により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定すること</p>

改正後	改正前
<p>の勘定に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定することに留意する。</p> <p>2 同一年分に廃止通知書の提出により<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が複数設けられた場合において、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>、<u>上記(1)から(4)まで</u>により判定できないときは、措置法第37条の14第20項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い<u>いずれか一つの勘定</u>を同条の規定の適用を受ける勘定として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 措置法第37条の14第28項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、同項の規定に基づき、その年1月1日において<u>18歳</u>である年の1月1日に、上記(1)の届出事項の提供及び(2)の<u>非課税口座開設届出書</u>の提出を受けたものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>4 <u>措置法第37条の14第29項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、同項の規定に基づき、その年1月1日において18歳である年の1月1日に、上記(1)の届出事項の提供及び上記(2)の非課税口座開設届出書の提出を受けたものとして取り扱うことに留意する。</u></p>	<p>に留意する。</p> <p>2 同一年分に廃止通知書の提出により<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が複数設けられた場合において、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>、<u>上記(1)から(4)により判定できないときは、措置法第37条の14第25項</u>に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を同条の規定の適用を受ける<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>として取り扱うことに留意する。</p> <p>3 措置法第37条の14第33項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、同項の規定に基づき、その年1月1日において<u>20歳</u>である年の1月1日に、上記(1)の申請事項の提供及び(2)の<u>非課税適用確認書</u>の提出を受けたものとして取り扱うことに留意する。</p>
<p>(継続適用期間中に非課税管理勘定等に受け入れることができない上場株式等)</p>	<p>(継続適用期間中に非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができない上場株式等)</p>
<p>37の14-22 措置法第37条の14第5項第2号に規定する継続適用届出書提出者(37の14-24において「<u>継続適用届出書提出者</u>」という。)は、継続適用期間(同条第22項に規定する出国(37の14-23において「<u>出国</u>」という。)をした日からその者に係る同条第24項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。)中において取得をした同条第5項第6号イ、措置法令第25条の13第6項第1号及び第2号、<u>第16項又は第25項第1号及び第2号</u>に掲げる上場株式等を、<u>非課税管理勘定等</u>に受け入れることができないことに留意する。</p> <p>⑤ 措置法第37条の14第5項第2号ハ、<u>第4号ハ又は第6号ロ</u>若しくは<u>ホ</u>に掲げる上場株式等は、継続適用期間中に取得をしたものであっても<u>非課税管理勘定等</u>に受け入れることができる。</p>	<p>37の14-22 措置法第37条の14第27項の規定による同項第1号に規定する継続適用届出書(以下37の14-24までにおいて「<u>継続適用届出書</u>」という。)を提出した者は、継続適用期間(同項に規定する出国(37の14-23において「<u>出国</u>」という。)をした日からその者に係る同条第29項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。)中において取得をした措置法令第25条の13第6項第1号及び第2号又は同条第16項に掲げる上場株式等を、<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に受け入れることができないことに留意する。</p> <p>⑤ 措置法第37条の14第5項第2号ハ又は第4号ロに掲げる上場株式等は、継続適用期間中に取得をしたものであっても<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に受け入れることができる。</p>
<p>(継続適用届出書の提出をすることができない者)</p> <p>37の14-23 措置法第37条の14第22項第1号に規定する継続適用届出書の同項に規定する<u>届出</u>(次項において「<u>継続適用届出書の提出</u>」という。)をすることができない所得</p>	<p>(継続適用届出書の提出をすることができない者)</p> <p>37の14-23 継続適用届出書の提出をすることができない所得税法第60条の2第1項の規定の適用を受ける者とは、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税法第60条の2第1項の規定の適用を受ける者は、・・・・・・・・。</p> <p>(継続適用届出書提出者が非課税口座廃止届出書を提出した場合)</p> <p>37の14-24 継続適用届出書提出者が、継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の措置法第37条の14第16項に規定する提出をしている場合は、同条第26項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14の2-1 ……、受入期間（未成年者非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。37の14の2-3において同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあつた日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日（未成年者非課税管理勘定から継続管理勘定に移管がされた上場株式等にあつては、当該継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設した者がその年の1月1日で18歳である年の1月1日）までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあつた日（措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 未成年者口座内上場株式等を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものとみなされ、…………。</p>	<p>(継続適用届出書の提出者が非課税口座廃止届出書を提出した場合)</p> <p>37の14-24 非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に継続適用届出書の提出をした者が、当該継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の提出をしている場合は、措置法第37条の14第31項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14の2-1 ……、受入期間（措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。37の14の2-3において同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあつた日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日（非課税管理勘定から同項第4号に規定する継続管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「継続管理勘定」という。）に移管がされた上場株式等にあつては、当該継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設した者がその年の1月1日で18歳である年の1月1日）までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあつた日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下37の14の2-21までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下37の14の2-14までにおいて「未成年者口座管理契約」という。）に基づく譲渡があつたものとみなされ、…………。</p>

改正後	改正前
<p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失) 37の14の2-2</p> <p>㊦ 未成年者口座を開設している居住者等（以下37の14の2-10までにおいて「未成年者口座開設者」という。）がその年の3月31日において18歳である年（以下37の14の2-15までにおいて「基準年」という。）の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき<u>措置法第37条の14の2第6項</u>に規定する契約不履行等事由（以下37の14の2-15までにおいて「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、同項第1号から第3号までの規定による譲渡があったものとみなされる場合に<u>生ずる譲渡損失の金額</u>については、37の14の2-15(5)参照。</p> <p>(取得対価の額等の合計額の判定) 37の14の2-3</p> <p>また、同号ロ(1)(i)又は同号ハ(1)の規定により<u>未成年者非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>を設けた未成年者口座に係る他の年分の<u>未成年者非課税管理勘定</u>から移管可能な上場株式等は、.、他の年分の<u>未成年者非課税管理勘定</u>からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位又は持分の割合により行うことに留意する。</p> <p>(未成年者非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等) 37の14の2-3の2 <u>未成年者非課税管理勘定</u>に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が80万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他の年分の<u>未成年者非課税管理勘定</u>（<u>未成年者非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>を設けた未成年者口座に係る他の年分の<u>未成年者非課税管理勘定</u>をいう。以下この項において同じ。）から、当該他の年分の<u>未成年者非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる<u>未成年者非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>に移管がされる上場株式等で、その<u>未成年者非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>が設けられる日に移管されるものであることから、当該他の年分の<u>未成年者非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、.</p> <p>㊦ この場合に<u>未成年者非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>に受け入れられるかどうか</p>	<p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失) 37の14の2-2</p> <p>㊦ 未成年者口座を開設している居住者等（以下37の14の2-10までにおいて「未成年者口座開設者」という。）がその年の3月31日において18歳である年（以下37の14の2-15までにおいて「基準年」という。）の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに未成年者口座又は<u>措置法第37条の14の2第5項第5号</u>に規定する課税未成年者口座（以下37の14の2-13までにおいて「課税未成年者口座」という。）につき<u>同条第6項</u>に規定する契約不履行等事由（以下37の14の2-15までにおいて「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、同項第1号から第3号までの規定による譲渡があったものとみなされる場合に<u>生じる譲渡損失の金額</u>については、37の14の2-15(5)参照。</p> <p>(取得対価の額等の合計額の判定) 37の14の2-3</p> <p>また、同号ロ(1)(i)又は同号ハ(1)の規定により<u>非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>を設けた未成年者口座に係る他の年分の<u>非課税管理勘定</u>から移管可能な上場株式等は、.、他の年分の<u>非課税管理勘定</u>からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位又は持分の割合により行うことに留意する。</p> <p>(非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等) 37の14の2-3の2 <u>非課税管理勘定</u>に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が80万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他の年分の<u>非課税管理勘定</u>（<u>非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>を設けた未成年者口座に係る他の年分の<u>非課税管理勘定</u>をいう。以下この項において同じ。）から、当該他の年分の<u>非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる<u>非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>に移管がされる上場株式等で、その<u>非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>が設けられる日に移管されるものであることから、当該他の年分の<u>非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、.</p> <p>㊦ この場合に<u>非課税管理勘定</u>又は<u>継続管理勘定</u>に受け入れられるかどうかの判定</p>

改正後	改正前
<p>の判定は、・・・・・・・・。</p> <p>(非課税期間終了時における未成年者口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14の2-4の2 未成年者口座に未成年者非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日又は未成年者口座開設者がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日において、当該未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等が、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・</p> <p>イ 当該未成年者非課税管理勘定が設けられた未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、かつ、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」(以下この項において「移管依頼書」という。)の提出(同号に規定する提出をいう。ロにおいて同じ。)をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該未成年者非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・・・、当該未成年者非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・。</p>	<p>は、・・・・・・・・。</p> <p>(非課税期間終了時における未成年者口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14の2-4の2 未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日又は未成年者口座開設者がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日において、当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等が、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・</p> <p>イ 当該非課税管理勘定が設けられた未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、かつ、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」(以下この項において「移管依頼書」という。)の提出をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>・・・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・・・、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・。</p>
<p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2-10 基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国(措置法第37条の14第22項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。)により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、・・・・・・・・、<u>当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、措置法令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書(以下この項において「出国移管依頼書」という。)の同号に規定する提出をした個人は、課税未成年者口座管理契約及びその履行については、・・・・・・・・。</u></p>	<p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2-10 基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国(措置法第37条の14第27項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。)により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、・・・・・・・・、措置法令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書(以下この項において「出国移管依頼書」という。)を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出した個人は、<u>措置法第37条の14の2第5項第6号に規定する課税未成年者口座管理契約(37の14の2-13において「課税未成年者口座管理契約」という。)及びその履行については、・・・・・・・・。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)</p> <p>37の14の2-11 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8第20項において準用する措置法令第25条の13第12項第2号から第10号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、……………。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするもの受入れ)</p> <p>37の14の2-12 ……、居住者等が開設する未成年者口座及び他の保管口座（措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同一銘柄の上場株式等について生ずる措置法令第25条の13の8第20項の規定において準用する措置法令第25条の13第12項第1号から第10号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、……………。</p> <p>(注) ……。</p> <p>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</p> <p>37の14の2-13 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>イ 未成年者口座に未成年者非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日において有する当該未成年者非課税管理勘定に係る上場株式等（他の年分の未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定への移管がされるものを除く。）について、……………。</p> <p>ロ 未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の未成年者口座から課税未成年者口座以外の口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還（災害等による返還等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する災害等による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由（措置法令第25条の13の8第9項に規定する上場等廃止事由をいう。以下この項及び次項において同じ。）による未成年者口座からの払出しを除く。）をしたこと。</p> <p>(注) ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p>	<p>(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)</p> <p>37の14の2-11 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8第20項において準用する措置法令第25条の13第12項第2号から第9号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、……………。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするもの受入れ)</p> <p>37の14の2-12 ……、居住者等が開設する未成年者口座及び他の保管口座（措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同一銘柄の上場株式等について生じる措置法令第25条の13の8第20項の規定において準用する措置法令第25条の13第12項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、……………。</p> <p>(注) ……。</p> <p>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</p> <p>37の14の2-13 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>イ 未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定への移管がされるものを除く。）について、……………。</p> <p>ロ 非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の未成年者口座から課税未成年者口座以外の口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還（災害等による返還等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する災害等による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由（措置法令第25条の13の8第9項に規定する上場等廃止事由をいう。以下この項及び次項において同じ。）による未成年者口座からの払出しを除く。）をしたこと。</p> <p>(注) ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p>

改正後	改正前
ホ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ホ ・ ・ ・ ・ ・	ホ ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ ホ ・ ・ ・ ・ ・
<p>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等)</p> <p>37の14の2-14 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(1) 未成年者口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に未成年者口座管理契約に基づく譲渡があった未成年者口座内上場株式等 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) 未成年者口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があった未成年者口座内上場株式等 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>⑥ ・ ・ ・ ・ ・</p>	<p>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等)</p> <p>37の14の2-14 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(1) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に未成年者口座管理契約に基づく譲渡があった未成年者口座内上場株式等 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(2) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があった未成年者口座内上場株式等 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>⑥ ・ ・ ・ ・ ・</p>
<p>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算)</p> <p>37の14の2-15 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(1) 未成年者口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間にした課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡又は移管の日の属する年分並びに当該契約不履行等事由が生じた時に有している未成年者口座内上場株式等を受け入れている未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分にかかわらず、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>。</p> <p>⑥ ・ ・ ・ ・ ・、当該課税対象となる未成年者口座内上場株式等を受け入れていた未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分を区分しないで、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>⑥ ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) 他の年分の未成年者非課税管理勘定から移管がされた上場株式等が課税対象となる未成年者口座内上場株式等である場合、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>。</p>	<p>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算)</p> <p>37の14の2-15 ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(1) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間にした課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡又は移管の日の属する年分並びに当該契約不履行等事由が生じた時に有している未成年者口座内上場株式等を受け入れている非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分にかかわらず、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>。</p> <p>⑥ ・ ・ ・ ・ ・、当該課税対象となる未成年者口座内上場株式等を受け入れていた非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分を区分しないで、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>⑥ ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(3) 他の年分の非課税管理勘定から移管がされた上場株式等が課税対象となる未成年者口座内上場株式等である場合、<u>・ ・ ・ ・ ・</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(4) ……。</p> <p>(5) ……。</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14の2-18 ……、住所(国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の10第24項で読み替えられた措置法規則第18条の15の3第25項で定める場所。以下この項において同じ。)及び個人番号(措置法第37条の14の2第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所)を確認した場合には、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の14の2-22 ……、37の14-13、37の14-15及び37の14-17の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(1)) <u>この法令解釈通達による改正後の37の10-2、37の10-2の2及び37の10-3の取扱いは、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(2)) <u>この法令解釈通達による改正後の37の14-16の取扱いは、令和3年4月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正後の措置法第37条の14第8項(同条第25項において準用する場合を含む。)の規定により提示を受けた確認書類又はその写しについて適用し、同日前に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の措置法第37条の14第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定により提示を受けた確認書類又はその写しについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>(4) ……。</p> <p>(5) ……。</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14の2-18 ……、住所及び個人番号を確認した場合には、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の14の2-22 ……、37の14-13、<u>37の14-14</u>、37の14-15、37の14-17及び<u>37の14-18</u>の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い…改正通達の適用時期(3))</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37の14-21の取扱い(20歳を18歳に改正する部分に限る。)は、措置法第37条の14第28項に規定する各年が令和5年である場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の措置法第37条の14第33項に規定する各年が令和4年以前である場合については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>なお、令和5年1月1日において、19歳又は20歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設している場合には、これらの者を同日において18歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者とみなして、37の14-21の取扱い(20歳を18歳に改正する部分に限る。)を適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>